

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 3 3 号

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 1 4 年茅ヶ崎市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項第 1 号中「1 7 7, 9 5 0 円」を「1 8 6, 0 5 0 円」に改め、同項第 3 号中「8 8, 9 8 0 円」を「9 2, 9 8 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 1 2 条第 2 項の規定は、令和 7 年 8 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 3 令和 7 年 8 月 1 日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第 1 2 条の規定による介護補償（令和 7 年 8 月 1 日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する改正後の茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第 1 2 条の規定による介護補償の内払とみなす。